

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

【提出期限】平成27年7月27日(月) 必着

【宛先】 住所: 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁長官官房著作権課企画審議係 宛

FAX番号: 03-6734-3813

電子メールアドレス: ch-houki@bunka.go.jp

④団体名	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
⑤団体担当者名	常務理事 中山 和紀
⑥住所	東京都渋谷区東3-22-8
⑦電話番号	03-5468-5091

※個人として意見を提出される場合は①～③を、団体として意見を提出される場合は④及び⑤を記載してください。

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

現在のITサービスにおいては、スマートフォンやPCのOS等のプラットフォームやデジタルコンテンツ配信、物販等のコマースやコミュニケーションサービスまで、米国企業が圧倒的なシェアを実現しております。この理由として米国ではリーガルイノベーションが可能な法制度によって先進的なサービスがインキュベーションされる環境となっていることが考えられます。

一方、我が国ではモバイルコンテンツ配信や携帯機器等のハードウェアで世界最先端のレベルにありながら、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返しております。この状況は、事業者だけでなく権利者にとっても不利な条件でグローバルサービスを受け入れざるを得ない結果となっているため国富が減少することで日本全体が衰退しつつあります。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

権利に関して、利用形態が同等であっても旧来型システムとインターネットサービスで権利の規定と権利処理方法に大きな差異があることが課題であると考えます。
権利制限規定は、多様で急速に大きく変化しているIT社会の進化にいつも後追いとなっており、日本の事業者は不利な状況になっております。また多様で変化の激しいサービスに対して、個別規定だけで対応しているため複雑でわかりづらい条文とならざるを得なく専門家でも理解不能な状況となっております。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

多様で変化に早いモデルに対応するために、個別規定を補完するための一般規定(原理原則によって運用される)の導入。
また、権利制限規定ではないが同等の利用形態であれば権利の規定と権利処理手段が同等となる法制度。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

原理原則において、権利者等の利益を不当に害さないことを条件と示すことで対応可能であると考えます。
また前記で提案した権利に関する規定についても利用形態が同等であることが前提であるため著作権者等の利益を不当に害することは考えられません。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

前記提案の法制度の状況次第で、法制度を補完する体制として検討すべきであると考えます。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。